一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄字藤指八八五九の一、八八五九の四、八八六〇の二、八八六〇の三、字日向八七三〇、字両神一〇一一四の一、字白井差一〇一七四、一〇一八二、一〇一八三、一〇一八八、字浦島六九一七の一、六九一七の二、六九一八、六九一九の一、六九一九の二、六九二〇の一から六九二〇の三まで、六九二一の一から六九二一の三まで、六九二三、六九二四の三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第千六百五十二号（一及び二に係るものに限る。）、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百六十六号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年十二月十九日農林水産省告示第二千二十六号（一に係るものに限る。）、昭和六十二年八月十日農林水産省告示第千百十二号、昭和六十三年九月十七日農林水産省告示第千四百八十二号（一に係るものに限る。）、平成三年十二月十二日農林水産省告示第千四百三十七号

二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県飯山市大字瑞穂字北和栗八九四、九〇五、九〇六、九一四、九一五、九一七、九一九、九二〇、九四五、九四七、九四八、九六一、九九三のイの一六、九九三のイの一七、字関取場九八九の一、字片鉾一七三九の一、字釜石一七四四の一から一七四四の一一まで、一七五一、一七五二の二、一七五二の三、字不動岩一八一〇の一、一八一〇の六から一八一〇の一二まで、字万佛一八一二から一八一五まで、字大撫一八一六の一、一八一七の一、一八二一の一、字小谷一八九〇、一八九一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県諏訪市大字豊田字立沢六一九九の二、六一九九の四、六一九九の五、六一九九の九、六一九九の一〇、字膳部入六二〇九の二、六二〇九の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県松本市波田字城山八九四六、字前渕三三〇二の一、三三〇二の六、字寺山四五一九、字光明沢九〇七八の二、九〇七九の一、九〇七九の三、九〇七九の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡下條村睦沢七四四九、七四五〇の二、陽皐五〇三一の一、六〇四七の一、六〇四七の二、六〇四八から六〇五五まで、六二〇七、六二〇九の二、六二〇九の三、六二六五、六二七二の三、六六五一、六六五三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　睦沢七四四九、七四五〇の二（次の図に示す部分に限る。）、陽皐五〇三一の一、六〇四七の一、六〇四七の二、六〇四八から六〇五五まで、六二〇七（次の図に示す部分に限る。）、六二〇九の二、六二〇九の三、六二六五、六二七二の三、六六五一、六六五三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正